

令和元年7月30日

愛知県知事 大村 秀章 殿

愛知県環境審議会

会 長 青 木



浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の見直しについて（答申）

令和元年6月12日付け31水大第293号で知事から諮問のありましたこのことについては、別添のとおり答申します。

担当 愛知県環境審議会事務局

（愛知県環境局環境政策部

環境政策課企画・広報グループ）

電話 052-954-6210（ダイヤルイン）

別 添

浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の見直しについて

令和元年 7 月

愛知県環境審議会

目 次

はじめに	1
1 浄化槽管理等の現状と課題	2
(1) 浄化槽管理等の現状	2
(2) 課題	4
① 浄化槽管理者の意識の啓発	4
② 保守点検業者の資質の向上	4
2 見直しの方向性	5
(1) 優良保守点検業者認定制度の創設	5
(2) 無登録業者への指導強化	5
(3) 保守点検業務の再委託の禁止	5
(4) 保守点検業者から関係者への通知・連絡を義務化	5
(5) 保守点検業者への指導強化	6
3 想定される主な効果	6
(1) 浄化槽管理者の意識の啓発及び浄化槽の維持管理の適正化	6
(2) 保守点検業者の資質の向上及び浄化槽の維持管理の適正化	6
4 結論	6
参考資料	
○優良保守点検業者認定制度のイメージ図	7
○優良保守点検業者認定制度の概要(案)	7
○優良保守点検業者の審査基準(案)	7
○愛知県環境審議会水質部会構成員名簿	8

はじめに

浄化槽保守点検業者（以下「保守点検業者」という。）は、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号。以下「法」という。）第 48 条第 1 項の規定に基づく、浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和 60 年愛知県条例第 24 号。以下「条例」という。）により、知事の登録を受けなければ、浄化槽保守点検業を営むことができない。

一方、保守点検業者の資質は様々であり、条例第 2 条第 1 項に規定する知事の登録を受けずに浄化槽保守点検業を行うなどの不適正な業者もあり、優良な保守点検業者を育成していくとともに無登録業者への指導を強化する必要がある。

また、本県の浄化槽全体の設置基数は全国 2 位となっているが、法に規定されている水質検査（法第 11 条検査）の平成 29 年度受検率は 21.0%（全国平均 41.8%）と低く、浄化槽からの排水による影響が他県に比べ大きくなることが懸念される。このような状況を改善する方法の一つとして、浄化槽管理者と接する機会が多い保守点検業者からの受検勧奨が効果的であると考えられる。

こうしたことから、令和元年 6 月 12 日、愛知県知事から愛知県環境審議会に対し、浄化槽の適正な維持管理を図る施策として、保守点検業者の優良認定制度の創設及び指導の強化等に関し、「浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の見直しについて」が諮問された。その後、水質部会において審議を行い、本報告をとりまとめた。

愛知県環境審議会水質部会構成員名簿

2019年5月20日現在

区分	氏名	職業
部会長	まつお なおき 松尾 直規	中部大学工学部教授
委員	いのうえ たかのぶ 井上 隆信	豊橋技術科学大学大学院工学研究科教授
委員	やすだ けいじ 安田 啓司	名古屋大学大学院工学研究科准教授
委員	わたなべ みすづ 渡邊 美寿津	愛知医科大学産業保健科学センター客員教授
専門委員	じんの ひでと 神野 透人	名城大学薬学部教授
専門委員	たなか れいじ 田中 礼士	三重大学大学院生物資源学研究科准教授
専門委員	みやざき たえこ 宮崎 多恵子	三重大学大学院生物資源学研究科准教授
専門委員	よしだ たみこ 吉田 民子	愛知県生活学校運動推進協議会副会長
専門委員	よしだ なおこ 吉田 奈央子	名古屋工業大学大学院工学研究科准教授
特別委員	こうだ じゅん 幸田 淳	東海農政局長
特別委員	いわた のりこ 岩田 則子	中部経済産業局資源エネルギー環境部長
特別委員	せた まさのり 勢田 昌功	中部地方整備局長
特別委員	せら としや 勢良 俊也	第四管区海上保安本部長
特別委員	とおやま あきら 遠山 亮	名古屋国税局課税第二部鑑定官室長
特別委員	いしざわ たつひこ 石澤 龍彦	中部運輸局長
特別委員	ひでた ともひこ 秀田 智彦	中部地方環境事務所長

委員、専門委員については、部会長を除き五十音順。敬称略。
 特別委員については、環境省通知「都道府県水質審議会の都道府県公害対策審議会への統合について」（昭和60年8月1日付け環水管181号）の順による。敬称略。